

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年6月11日認可した。

令和6年6月18日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川部松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御厩池東1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）飯田原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）関地区